

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画にかかる中間見直しについて

1. 概要

「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）は、令和2年度から令和6年度までを計画期間として策定しています。

子ども・子育て支援法（六十一条）において定められる基本指針において、「計画に定める支給認定区分ごとの「量の見込み」又は地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」が実績値と大きく乖離している場合、「量の見込み」が中間年を目安として、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要」とされています。

このことから、計画の第7章「3 計画の検証方法と中間年度での見直し」において、「子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である令和4年度を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行う」としています。

2. 見直し項目

- ①人口推計
- ②就学前の教育・保育（保育認定、教育標準時間認定等）の「量の見込み」と「確保方策」
- ③地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」および「確保方策」（法定必須記載事項）
 - <事業名>
 - ①地域子育て支援拠点事業
 - ②利用者支援事業
 - ③放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室
 - ④時間外保育事業
 - ⑤一時預かり事業
 - ⑥病児保育事業
 - ⑦子育て短期事業
 - ⑧子育て援助活動支援事業
 - ⑨養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業
 - ⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業
 - ⑪乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑫多様な主体の参入事業
 - ⑬実費徴収に係る補足給付事業

※量の見込み…各事業の利用希望者数

確保方策…各事業の利用希望者への提供体制の確保（定員）

青色枠の取組内容等は見直しをしない。(次期計画で実施)

4 就学前の教育・保育

(1) 就学前の教育・保育（保育認定）

児童福祉法等に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。

【現状】認定こども園 15 施設（公立 5 施設、私立 10 施設）、認可保育所（園）15 施設（公立 3 施設、私立 12 施設）、小規模保育事業 14 施設、家庭的保育事業 5 施設、計画対象認可外保育施設 3 施設《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

◇小規模保育事業の開設や私立保育園新設、その他必要な施設整備等

早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業の開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。

◇施設定員の拡大

需要量の推移を見極めながら、幼保一体化（認定こども園化）と併せ定員増や小規模保育事業の整備、認可外保育施設の認可化移行、幼稚園での預かり保育等、必要な定員増に取り組みます。

数値目標

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元)年度	
		実績					見込
3号認定(0~2歳)	人	1,434	1,485	1,532	1,672	1,769	
2号認定(3~5歳)	人	1,965	2,143	2,306	2,279	2,382	
計(申込数)	人	3,399	3,628	3,838	3,951	4,151	
区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
		目標値					
量の見込み	3号認定(0~2歳)	人	1,858	1,918	1,978	1,986	1,978
	2号認定(3~5歳)	人	2,096	2,198	2,275	2,241	2,230
	2号認定【学校教育の利用希望が強い児童】(3~5歳)	人	383	378	369	364	363
	小計(2号認定(3~5歳))	人	2,479	2,576	2,644	2,605	2,593
	計(0~5歳)	人	4,337	4,494	4,622	4,591	4,571
確保方策	3号認定(0~2歳)	人	1,755	1,991	1,991	1,991	1,991
	2号認定(3~5歳)	人	2,417	2,726	2,748	2,748	2,748
	計(0~5歳)	人	4,172	4,717	4,739	4,739	4,739

黄色枠の部分が見直し箇所

